

情報通信政策の動向

第1節 ICTによる新たな経済成長

1 国家戦略の推進

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号）を施行するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）¹を設置した。

その後、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan戦略」（平成13年1月）、「『IT利活用により、元気・安心・感動・便利』社会を目指す」とこととした「e-Japan戦略II」（平成15年7月）をはじめ、随時、戦略や重点計画等を策定している（図表5-1-1-1）。

平成22年5月には、新たな国民権の社会を確立することを目的に、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開を重点戦略（3本柱）として、「新たな情報通信技術戦略」を策定した²（図表5-1-1-2）。

図表5-1-1-1 我が国のICT戦略の歩み

年 月 日	概 要
H6.8.2	高度情報通信社会推進本部を内閣に設置
H12.7.7	情報通信技術戦略本部を内閣に設置／IT戦略会議を設置
H12.11.27	IT基本戦略
H12.11.29	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(通称：IT基本法)が成立
H13.1.6	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(通称：IT戦略本部)を内閣に設置
H13.1.22	e-Japan戦略
H13.3.29	e-Japan重点計画
H13.6.26	e-Japan2002プログラム
H13.11.7	「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」～IT関連構造改革工程表(最終とりまとめ)～
H13.12.6	IT分野の規制改革の方向性(IT関連規制改革専門調査会報告)
H14.6.18	e-Japan重点計画-2002
H15.7.2	e-Japan戦略II
H15.8.8	e-Japan重点計画-2003
H16.2.6	e-Japan戦略II加速化パッケージ
H16.6.15	e-Japan重点計画-2004
H16.9.10	IT国際政策の基本的な考え方
H16.12.7	情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しに向けて
H17.2.24	IT政策パッケージ-2005
H18.1.19	IT新改革戦略
H18.7.26	重点計画-2006
H19.4.5	IT新改革戦略 政策パッケージ
H19.7.26	重点計画-2007
H19.11.7	ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子
H20.2.19	ITによる地域活性化等緊急プログラム
H20.6.11	IT政策ロードマップ
H20.8.20	重点計画-2008
H20.9.12	オンライン利用拡大行動計画
H21.4.9	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三カ年緊急プラン～
H21.5.20	地上デジタル放送への移行完了に向けて緊急に取り組むべき課題への対応策について
H21.7.6	i-Japan戦略2015
H22.5.11	新たな情報通信技術戦略

※ 基本的な国家戦略を受け、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めたものが重点計画である

1 参考：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/

2 参考：新たな情報通信技術戦略：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf

図表5-1-1-2 国民主権の社会を確立するための新たな情報通信技術戦略の概要

◆基本認識

- 政府・提供者が主導する社会から国民が主導する社会への転換には、徹底的な情報公開による透明性の向上が必要であり、情報通信技術が果たす役割は大
- 国民が主導する社会では、市民レベルでの知識・情報の共有が行われ、新たな「知識情報社会」への転換が実現し、国民の暮らしの質を飛躍的に向上
- 今回の戦略は、過去の戦略の延長線上ではなく、新たな国民主権の社会を確立するための、非連続な飛躍を支える重点戦略(3本柱)に絞り込んだ、我が国の持続的成長を支えるもの
- 戦略の実施に当たっては、これまで効果を上げていない原因を徹底的に追求し、関係府省間、自治体等との連携等を進め、国を挙げて強力に推進

◆重点戦略(3本柱)

- ① 「国民主権」の観点から、政府内で情報通信技術革命を徹底し、国民本位の電子行政を実現
- ② 情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生
- ③ 新市場の創出と国際展開

2 新たな成長戦略ビジョン(原口ビジョン)の推進

(1) ICT 維新ビジョンの公表

平成 21 年 12 月 22 日、原口総務大臣は、地域主権型社会への転換を目指す「『緑の分権改革』推進プラン」と、ICT の利活用による持続的経済成長の実現を目指す「ICT 維新ビジョン」の二つを、原口ビジョンとして発表した³。このうち「ICT 維新ビジョン」においては、①地域の絆の再生、②暮らしを守る雇用の創出、③世界をリードする環境負荷軽減を、2050 年を見据えた達成目標としている。具体的には ICT の徹底利活用により、すべての世帯(100%)でブロードバンドサービスを利用すること等を目指し、フューチャースクールによる協働型教育改革、電子行政による行政刷新等を推進することとしている。

さらに、平成 22 年 5 月、ICT 維新ビジョンを具体化した「ICT 維新ビジョン 2.0」を発表した⁴(図表 5-1-2-1)。同ビジョンの中では、

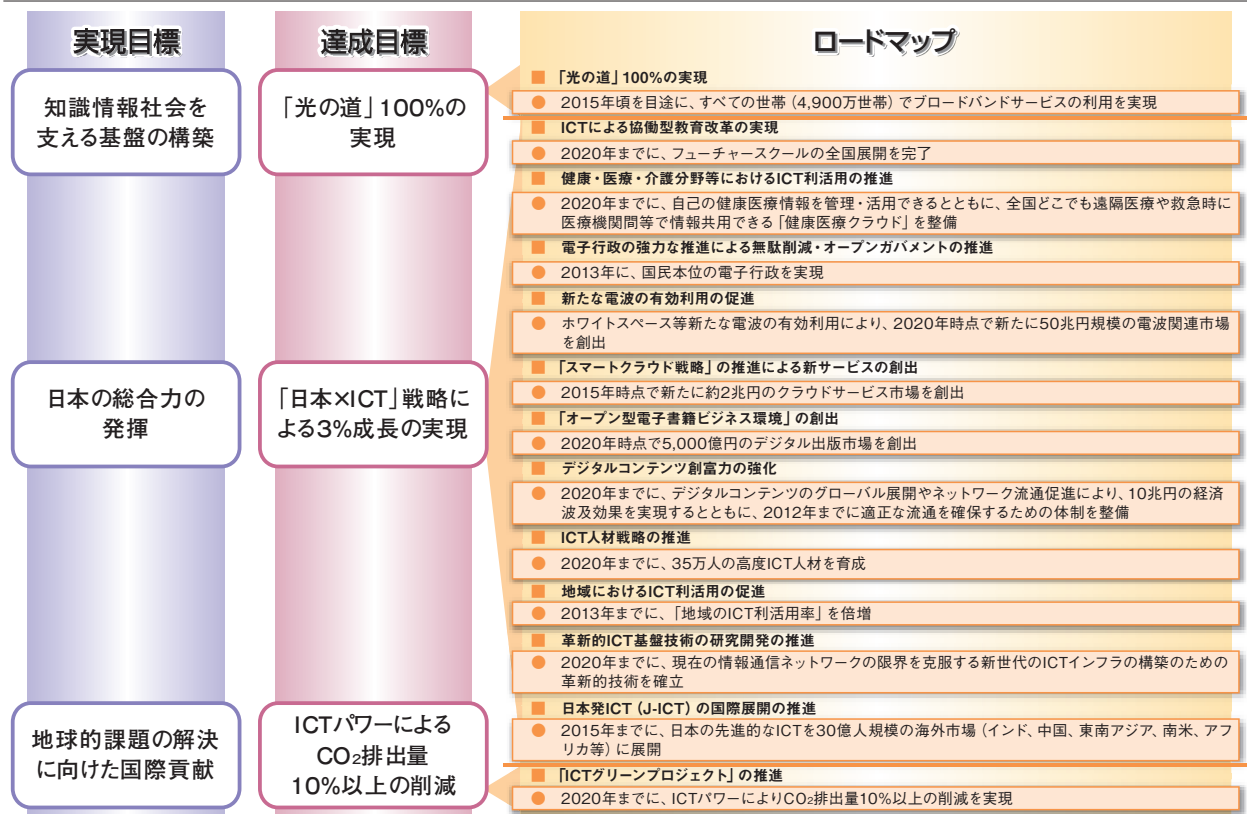
- ① 知識情報社会を支える基盤の構築
2015 年頃を目途に「光の道」100% (全世帯がブロードバンドサービスを利用) を実現
- ② 日本の総合力の発揮
「日本×ICT」戦略により、今後 10 年間(2011～20 年)の年平均潜在成長率約 2.6% を実現
- ③ 地球的課題の解決に向けた国際貢献
ICT パワーにより、2020 年に CO₂ 排出量の 10% (90 年比) 以上の削減を実現

することを目標としている。

³ 参考：ICT 維新ビジョン：http://www.soumu.go.jp/main_content/000048728.pdf

⁴ 参考：ICT 維新ビジョン 2.0：http://www.soumu.go.jp/main_content/000064361.pdf

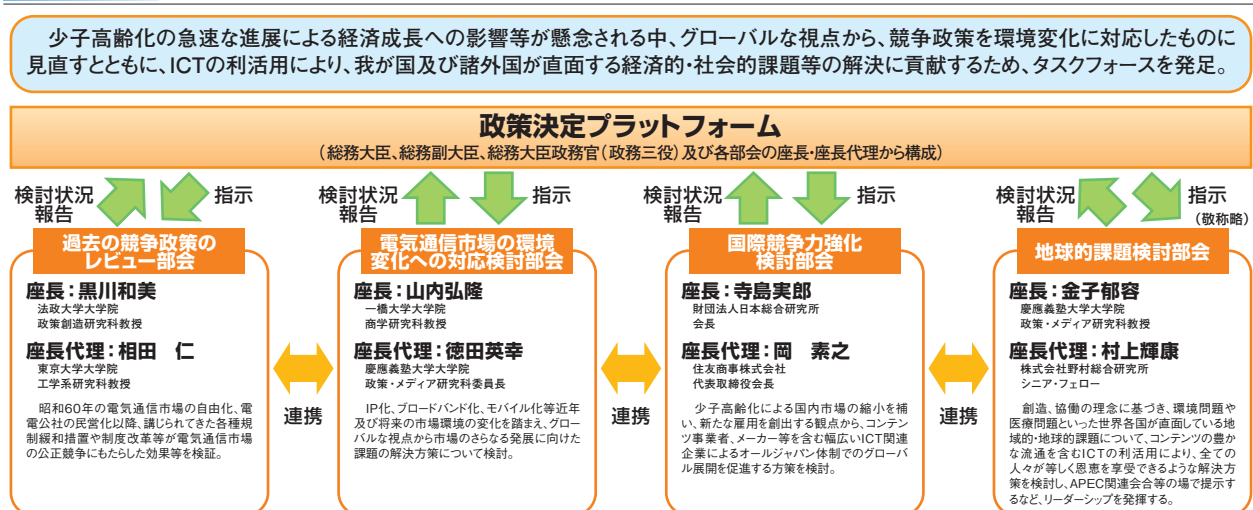
図表5-1-2-1 ICT維新ビジョン2.0～ヒューマン・バリューへの投資～



(2) グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース

少子高齢化の急速な進展による経済成長への影響等が懸念される中、グローバルな視点から、競争政策を環境変化に対応したものに見直すとともに、ICTの利活用により、我が国及び諸外国が直面する経済的・社会的課題等の解決に貢献するため、総務省は、平成21年10月、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を発足させ、新たなICT政策について検討している⁵（図表5-1-2-2）。同タスクフォースの部会において、平成22年5月に、「光の道」構想実現に向けた基本的方向性等の取りまとめを行った。

図表5-1-2-2 グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース



⁵ 参考：グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/index.html

(3) 今後の ICT 分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム

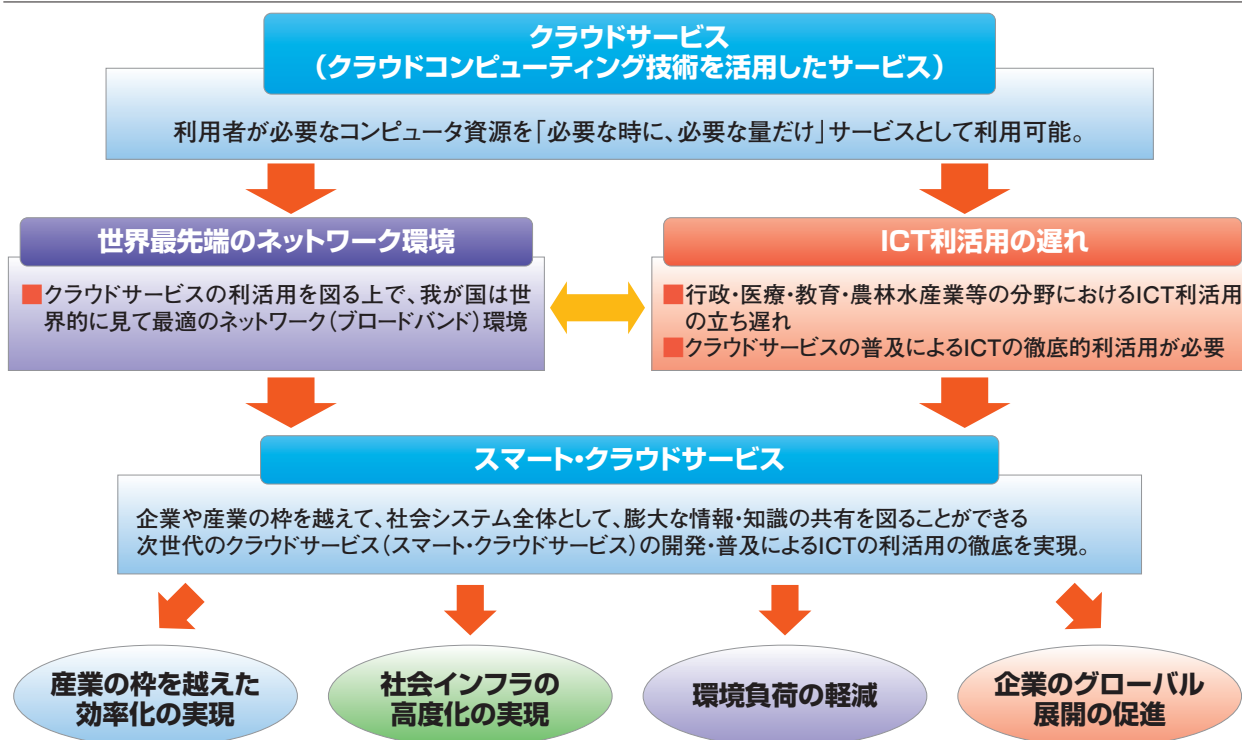
民主主義の基礎となるインフラである ICT 分野において、「言論の自由を守る砦」をはじめとする国民の権利保障等の在り方について幅広い観点から検討することを目的として、平成 21 年 12 月から、総務省において、「今後の ICT 分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」を開催している⁶。

(4) スマート・クラウド研究会

クラウドネットワーク技術の発達により、情報通信システムやその利活用分野において、従来とは異なる ICT の利活用が可能となる一方、クラウド技術の相互運用性の確保、適切な情報流通の確保の在り方、国際的なルール等の在り方など様々な課題も指摘されている。

そこで、総務省では、クラウド技術の発達を踏まえた様々な課題について包括的に検討するとともに、次世代のクラウド技術の方向性を明らかにすることとして、平成 21 年 6 月から「スマート・クラウド研究会」を開催し、同 22 年 5 月に最終報告書を取りまとめ、公表した⁷。最終報告書では、クラウドサービスの普及を契機として、我が国における ICT の徹底的な利活用を進め、国民生活の質の向上、新たな経済成長の実現、国際競争力の強化等を実現することが重要な政策課題であるとしている。こうした観点から、クラウドサービスの利活用の促進、次世代クラウド技術の研究開発や標準化の推進、国際的なコンセンサスの醸成やグローバル連携を推進するための戦略として、「スマート・クラウド戦略」を提言している（図表 5-1-2-3）。

図表5-1-2-3 クラウドサービス普及に向けた基本的考え方



(5) 脳と ICT に関する懇談会

脳科学と ICT を融合した脳情報通信技術は、チャレンジド（障がい者）や高齢者の支援への適用や、超低消費エネルギーで不測の事態にも柔軟に対応できる ICT ネットワークの実現に寄与するものと期待されている。このため、総務省では、平成 22 年 4 月から「脳と ICT に関する懇談会」を開催し、取り組むべき課題や推進方策等を検討している。今後、平成 22 年 7 月を目途に中間とりまとめを行い、同年度末には最終報告を取りまとめ公表する予定である。

⁶ 参考：今後の ICT 分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kenri_hosyou/index.html

⁷ 参考：スマート・クラウド研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/smart_kuraudo/index.html

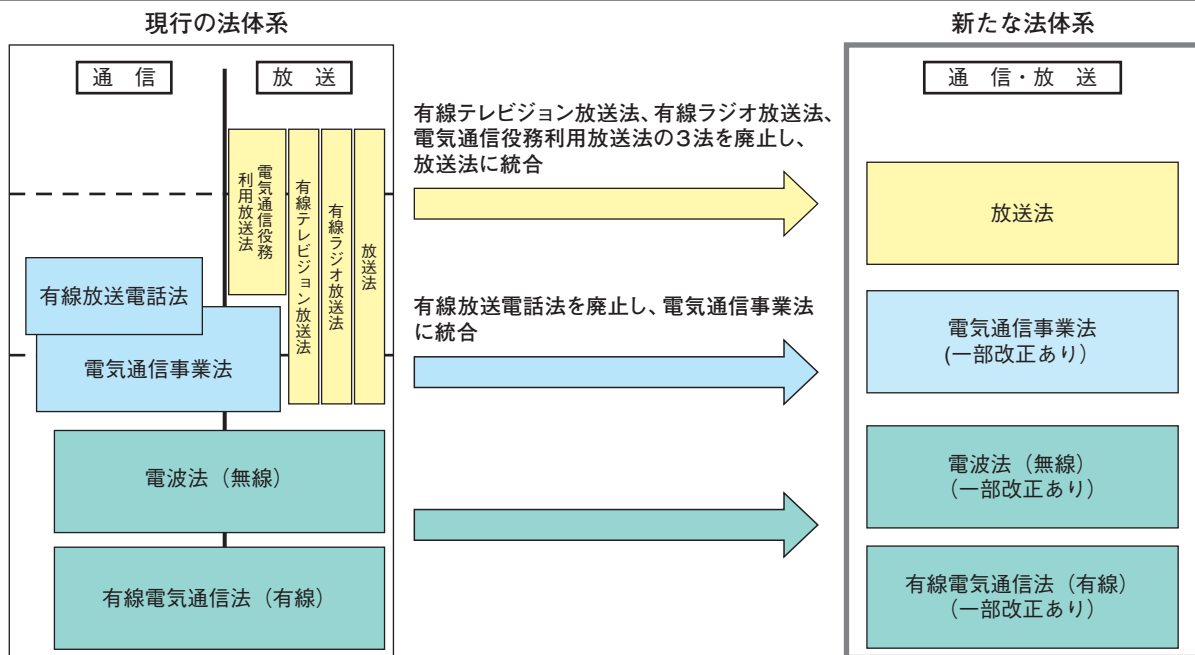
3 通信・放送分野における改革

(1) 通信・放送分野の新たな法体系

近年、インターネット網のブロードバンド化、放送インフラのデジタル化等に伴い、通信と放送の垣根を越えたサービスが登場するなど、通信・放送分野を取り巻く環境は急速に進展している。

そこで、総務省では、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、通信・放送の法体系の見直しを60年ぶりに行い、第174回国会に「放送法等の一部を改正する法律案」を提出した（図表5-1-3-1、5-1-3-2）。

図表5-1-3-1 通信・放送法体系の見直し



※ NTT法、青少年インターネット環境整備法、プロバイダ責任制限法等は、今般の改正の対象外

図表5-1-3-2 通信・放送法体系の見直しに係る主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法改正関係

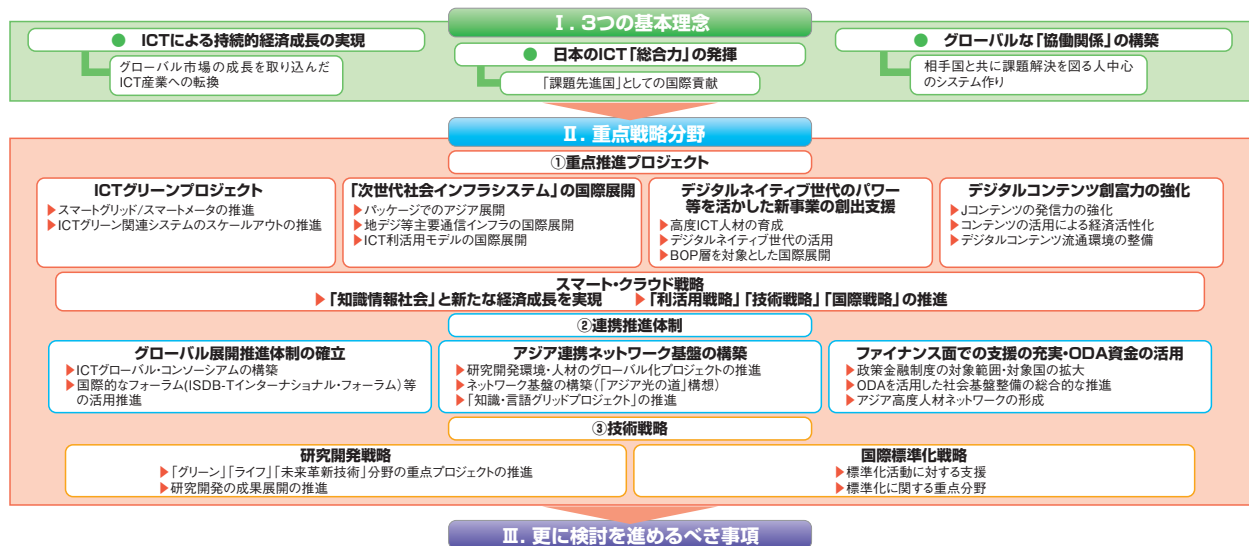
- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

4 国際競争力の強化と国際展開の支援

情報通信産業は、名目国内生産額の約1割を占める最大規模の産業であるとともに、我が国の実質GDP成長に対する寄与率が極めて高く、今後の経済成長を支える戦略的産業と位置付けることができる。ICTによる持続的な経済成長を実現するためには、情報通信産業の国際競争力を強化し、中国やインド等の新興国市場をはじめとするグローバル市場の成長を取り込むことが重要である。しかし、ネットワーク関連機器等のグローバル市場における我が国のシェアは必ずしも高いとはいえず、海外への積極的な事業展開、国際標準化活動の推進、人材育成等、国際競争力強化のために解決すべき課題が山積している。

総務省では、「ICT政策の在り方に関するタスクフォース・国際競争力強化検討部会」において、コンテンツ事業者、メーカー等を含む幅広いICT関連企業によるオールジャパン体制でのグローバル展開を促進する方策について検討を行い、平成22年5月に中間取りまとめを行った。中間取りまとめでは、早急を実施すべき具体策として、「重点推進プロジェクト」、「連携推進体制」、「技術戦略」について各種施策を実施すべきとしている（図表5-1-4-1）。

図表5-1-4-1 グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース 国際競争力強化検討部会
中間取りまとめの全体像



(1) 「ユビキタス特区」事業の推進

「ユビキタス特区」は、我が国が国際的に優位にあるユビキタスネットワーク技術等を活用し、世界の需要にこたえうるICTサービスの開発・実証プロジェクトを「ユビキタス特区」⁸地域を中心に集中的に実施することにより、我が国ICT産業の国際競争力を強化することを目的として、平成20年1月に創設され、22年度末までを実施期限とするプロジェクトである。

平成19年度当初の募集要件である「ICT産業の国際競争力強化」に加え、同20年度には「都市の国際競争力強化」や「地域再生・産業創造」について新たに提案募集を行い、平成22年3月現在、82市区町村において68事業を推進している。

⁸ 参考：ユビキタス特区：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070618_5.html
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_000018.html

(2) ICT 先進事業国際展開プロジェクトの推進

総務省は、平成 21 年度より、ICT 重点 3 分野の国際展開活動を加速化するとともに、我が国の高度な ICT インフラを活用した新規分野における国際展開を戦略的に進めるために、以下の 3 つの事業からなる「ICT 先進事業国際展開プロジェクト」を実施している。

① ICT 重点 3 分野における途上国向けモデル事業（ユビキタス・アライアンス・プロジェクト）

重点 3 分野（①デジタル放送、②ワイヤレス、③次世代 IP ネットワーク）について、途上国の社会・経済ニーズに対応したモデルシステムを現地で構築・運用し、その優位性の「見える化」と当該 ICT を展開する上での技術的・制度的な課題の抽出を行うことにより、当該 ICT に関する我が国産業の国際展開加速のための環境整備を行うもの。

② ICT 先進実証実験事業

我が国が一定のアドバンテージを有すると認められる新規分野（通信・放送融合サービス等）について、技術的課題等を検証し、課題解決策を導き出すことにより、新規ビジネスの創出や同ビジネスの国際展開を目指すもの。

③ ICT 利活用ルール整備促進事業（サイバー特区）

ICT 基盤の先進国の日本が、様々な分野で ICT 利活用を進めていく上で新たに生じる制度的な課題（法制度、慣習、社会規範等）を検証し、課題解決策を導き出すことにより、先進的なルール整備を早期に実現するもの。

平成 21 年度においては、重点 3 分野における途上国向けモデル事業（ユビキタス・アライアンス・プロジェクト）として、地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T 方式）を活用した地上波デジタルテレビ放送システムに関するモデル事業など 15 件、ICT 先進実証実験事業として次世代デジタルサイネージモデルの確立など 5 件、ICT 利活用ルール整備促進事業（サイバー特区）として雑誌コンテンツのデジタル配信プラットフォームの整備など 11 件を実施した。

(3) ICT 産業の国際競争力の強化

総務省では、ICT 産業の国際競争力を強化することとして、様々な取組を実施している。

ア ICT 産業の国際展開の支援

総務省では、我が国の ICT 産業の国際競争力強化を目的として、我が国がとりわけ技術力を有するデジタル放送、次世代 IP ネットワーク及びワイヤレス分野について民間の海外展開に係る活動を戦略的に支援するため、ICT 企業が海外展開する際の総合的な支援や、海外での各種普及・啓発活動の実施、有用な各国情報の収集・整理等の活動を行っている。

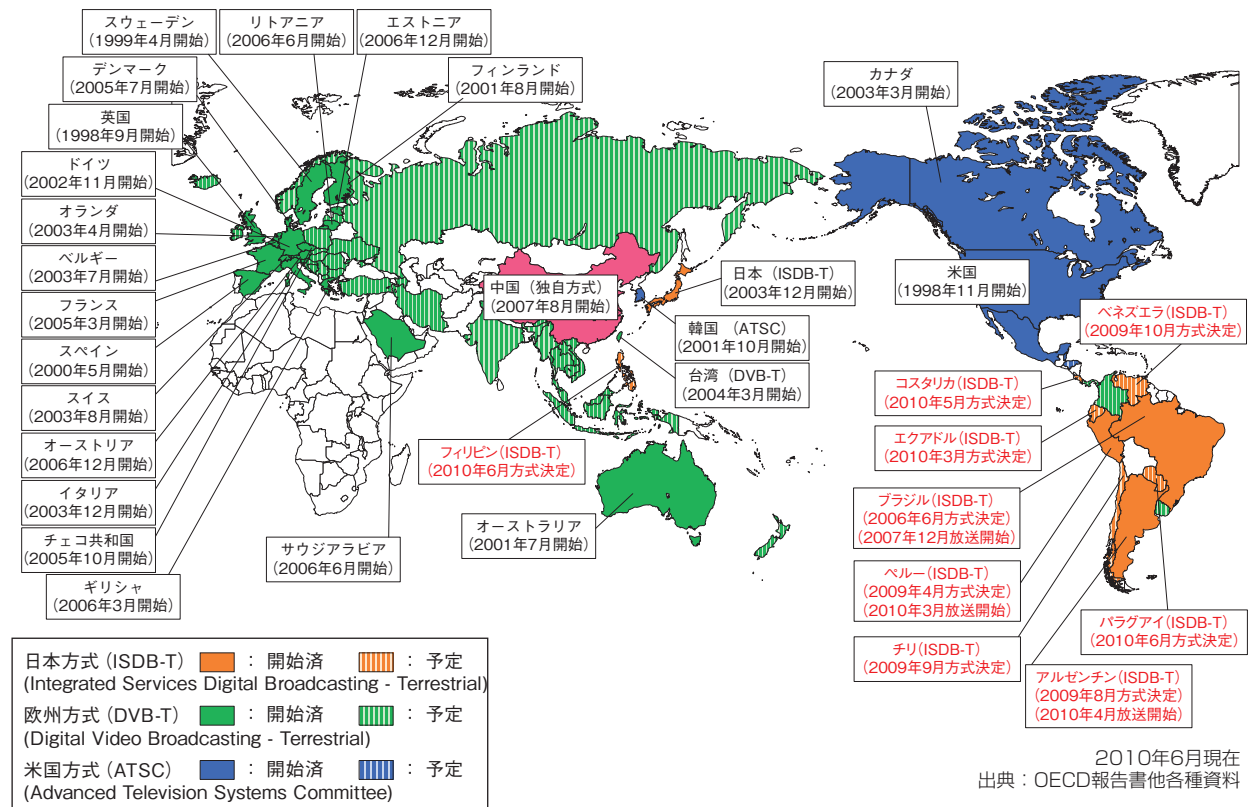
特に、地上デジタルテレビジョン放送分野では、総務省は、官民連携で日本方式（ISDB-T 方式）の普及に取り組んでおり、2006 年にブラジルが、2009 年にはペルー、アルゼンチン、チリ及びベネズエラが、2010 年 3 月にはエクアドル、同年 5 月にはコスタリカ、同年 6 月にはパラグアイ、フィリピンが、日本方式の採用を決定し、中南米のみならずアジアにおいても日本方式が普及してきているとともに、南アフリカなど広く働きかけを実施している（図表 5-1-4-2）。

2009 年 9 月には、ペルーにおいて採用国間での連携強化等を目的とした第 1 回 ISDB-T インターナショナルフォーラムが開催された。日本からは原口総務大臣をはじめとした官民代表団が出席し、日本方式採用国の大臣間で、日本方式の更なる普及・拡大に向けた日本方式採用国間での協力等を目的としたリマ宣言への署名を行った（図表 5-1-4-3）。2010 年 5 月に第 2 回フォーラムがアルゼンチンで開催され、日本からは内藤総務副大臣をはじめとした官民代表団が出席し、各国大臣等と今後のデジタル放送分野における協力等についての意見交換を行った。

また、日本方式採用国における円滑な地上デジタルテレビジョン放送開始を支援するため、関係省庁・機関が連携して、日本からの専門家の派遣及び各国技術者の日本への招へい・研修の実施などの技術移転・人材育成を実施している。その結果、日本、ブラジルに続き、ペルーにおいても、2010 年 3 月に地上デジタルテレビジョン放送が開始された。

さらに、技術標準化交渉における優位性を確保するための我が国の国際的プレゼンス向上や、二国間・多国間協議を通じたアジアをはじめとする電気通信市場の競争環境整備にも取り組んでいるところである。

図表5-1-4-2 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向



図表5-1-4-3 ISDB-T国際フォーラム第1回会合における日本方式採用5か国 担当大臣によるリマ宣言採択 (2009年9月、於:リマ(ペルー))



※ 中央、原口総務大臣。その他、左からアルゼンチン・サラス通信庁長官、ブラジル・コスタ通信大臣、ペルー・コルネホ運輸通信大臣、チリ・コルタサル運輸通信大臣

イ データセンターの活性化

ブロードバンドの発展に伴い、どこに保管されているデータであっても情報通信ネットワークを通じて自由に取扱うことができるクラウドコンピューティング化が進んでいる。これにより、データの保管場所であり、発信拠点であるデータセンターは自由に選択可能となり、グローバルな環境下に置かれることとなったが、現状では、海外データセンターから提供されるサービスを日本国内から利用することが著しく増加しており、我が国の総トラフィック量のうち4割以上が海外からの流入で占められている。データセンターは情報通信ネットワークと車の両輪をなす重要なICT基盤であり、新たな社会経済活動を生み出す求心力として重要度が高まっていることから、我が国の情報通信産業の国際競争力を向上させるためには、国内に設置されたデータセンターの活用を図ることが不可欠である。

そこで、総務省では、平成21年5月から、「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関

する検討会」を開催し⁹、同 22 年 5 月に最終報告書を取りまとめ、公表した（図表 5-1-4-4）。当報告書においては、データセンターを容易に構築可能とする規制緩和のあり方を検討するための「特区」の設立、データセンター機器に対する耐用年数のあり方等について提言されており、総務省では今後、当報告書を踏まえ国内データセンターの活性化に向けた環境整備のあり方を検討する予定である。

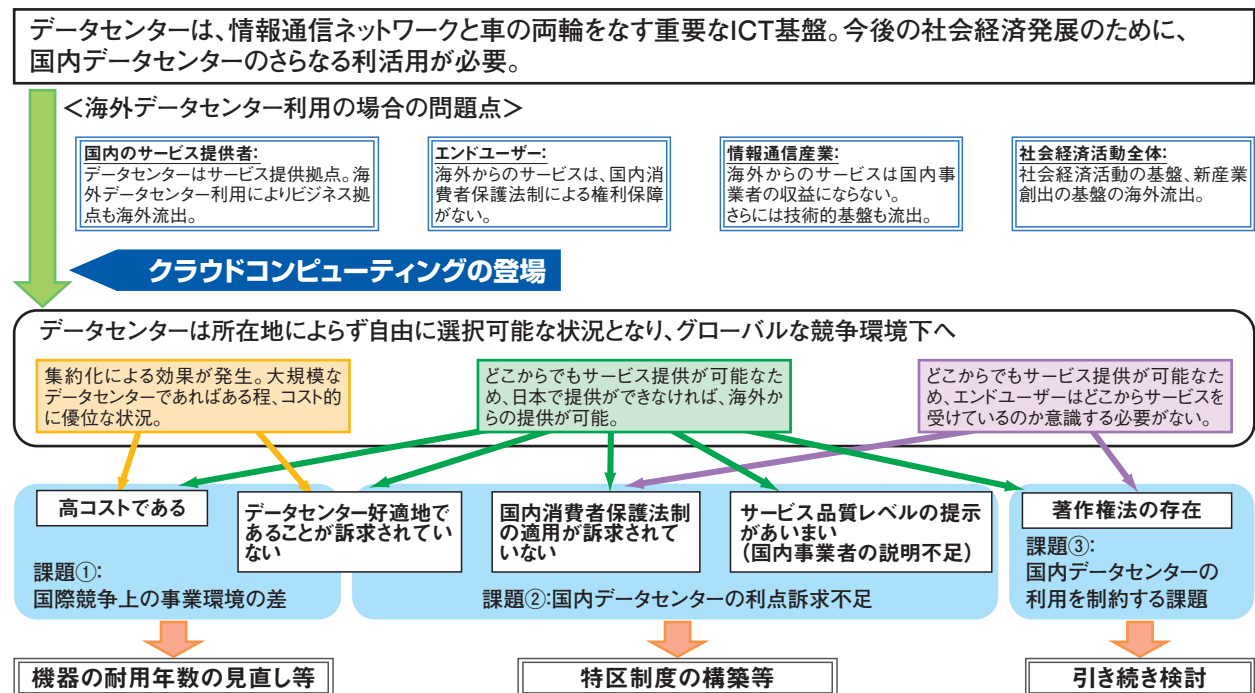
ウ 地域コンテンツの海外展開

コンテンツの海外展開については、政府の「知的財産推進計画 2010」（2010 年 5 月知的財産戦略本部決定）においても、「コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」が柱の一つとされ、海外展開を促進し、国際競争力を高めることが目標に掲げられている。

総務省においても、コンテンツ市場の拡大やコンテンツ産業の育成に向けた施策を進めており、「ICT 維新ビジョン 2.0」においては、「デジタルコンテンツ創富力の強化」として、「海外の放送時間枠確保による地域コンテンツの海外展開を図る取組」が盛り込まれている。

具体的には、平成 22 年度から、地域の放送局等が地方公共団体や企業等と連携して、各地の自然や文化等を紹介するコンテンツを製作し海外へ発信する機会を創出するための実証実験を実施し、海外の放送局において日本の多様なコンテンツを展開し、その効果検証やノウハウ共有化を行う。このような取組により、我が国の情報発信力やプレゼンスの向上を図るとともに、国際競争力の強化を実現する。また、地域のコンテンツ製作力の再生・強化を促進し、観光客誘致等による地域活性化にもつながることが期待される。

図表 5-1-4-4 「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」報告書の概要



5 ICTによる生産性向上

我が国は、資源に乏しく少子高齢化が進み、経済の成長力強化が喫緊の課題となっている。そのような状況の中、世界最先端のブロードバンド環境が整備されているという強みを生かし、ICT を活用した生産性の向上に積極的に取り組んでいく必要がある。

総務省では、ICT の利活用による生産性向上を実現するために、関係機関と連携・協力しながら、ASP・SaaS の普及促進や、ベンチャー企業による新たな ICT システムの早期事業化への支援等に取り組んでいる。

⁹ 参考：「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」：http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/kenkyu/12556.html

(1) ASP・SaaS 普及促進協議会

ASP・SaaSの普及促進を図るため、総務省では、特定非営利活動法人 ASP・SaaS インダストリー・コンソーシアム（ASPIC:ASP・SaaS Industry Consortium）と共同で、平成19年4月に「ASP・SaaS 普及促進協議会」¹⁰を設立した。具体的には、これまで主に以下の取組が進められている（図表5-1-5-1）。

図表5-1-5-1 ASPICの取組

年 月	項 目	目 的 等	策 定 者
平成19年11月	「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」を策定	ASP・SaaS利用者によるサービスの比較・評価・選択の支援	総務省
平成20年1月	「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」の策定	ASP・SaaSサービスに必要とされる基本的な情報セキュリティ対策を指針化	総務省
平成20年4月	「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」創設	上記情報開示指針及びガイドラインを踏まえて策定	(財)マルチメディア振興センター
平成21年2月	「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針」の策定	ASP・SaaS等の普及に伴い、今後の需要が見込まれるデータセンターの設置に係る要件等を整理し、利用者による比較・評価・選択等に係る情報へのニーズに対応する。	総務省
	ASP・SaaSデータセンター促進協議会の設置	上記指針の具体化、世界で最も優れたブロードバンドインフラを有する我が国がアジアや世界の情報発信拠点として発展するための取組を行う。	ASPIC内に設置
平成21年7月	ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン	医療情報がASP・SaaSによって適正かつ安全に利用され、医療情報におけるASP・SaaSの利用の促進を図る。	総務省

6 ICTベンチャーの創出・成長支援

我が国 ICT 産業が、グローバル競争の激化する中で更なる発展を遂げるために、イノベーションの担い手として期待されているのが、先進的・独創的な技術やビジネスモデルによりニュービジネスを創出する ICT ベンチャーである。

政府は、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月閣議決定）において、「研究開発型ベンチャー等の企業活動の振興」として、包括的な研究開発型ベンチャー支援策の強化を図ること等を、また、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月閣議決定）において、継続してベンチャー企業の創造を推進することをうたっているところであり、総務省としても、関係省庁と連携しつつ、資金供給、人材確保・育成、情報提供等の面について、以下のとおり ICT ベンチャーの創業・成長を促進するための支援を講じている（図表5-1-6-1）。

また、創業後間もない ICT ベンチャーに対して、独立行政法人情報通信研究機構による債務保証、税制（エンジェル税制等）等の資金面での支援措置を講じている。

図表5-1-6-1 ICTベンチャー育成支援

年 月	支 援 策	目 的 等
平成19年2月	「ICTベンチャー人材確保ガイドライン」の策定	ICTベンチャー経営者が人材の確保で困ったり悩んだりした際に解決に向けたアクションを考えるヒントを整理。
平成20年3月	「事業計画作成とベンチャー経営の手引き」の策定	ICTベンチャーの経営者に求められる事業計画作成能力の向上を効果的に支援する。
	「事業計画作成支援コースの運営とベンチャー支援上のポイント」の策定	
平成20年4月	「ICTベンチャー・リーダーシップ・プログラム」の策定	ICTベンチャー経営及び経営層候補の人材育成を図るため、大学・高等専門学校等の教育機関で利用されることを想定。

¹⁰ 参考：ASP・SaaS普及促進協議会：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070427_14.html